

第124回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

静岡県浜松市南区東町1876番地

当社 QAセンター3階講堂

新型コロナウイルス感染の拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月20日（月曜日）午後5時30分まで

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役13名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 退任取締役に慰労金贈呈の件	
第6号議案 役員賞与支給の件	
(添付書類)	
事業報告	11
連結計算書類	26
計算書類	37
監査報告書	45

証券コード 3553
2022年6月3日

株 主 各 位

静岡県浜松市南区東町1876番地
共和レザー株式会社
取締役社長 花井 幹 雄

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、総会当日のご来場を見送られる場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月20日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)
2. 場 所 静岡県浜松市南区東町1876番地
当社 QAセンター3階講堂
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第124期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に慰労金贈呈の件
第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowale.co.jp>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染の拡大防止に関するお願い

ご出席される株主の皆様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、会場において、感染予防のための措置を講じます。ご協力のほどお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月21日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月20日（月曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月20日（月曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

見本

XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に〇印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

この考えのもと配当金につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績および配当性向などを総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金14円 総額337,375,402円といたしたいと存じます。
これにより、既にお支払している中間配当金（1株につき金14円）を含めました当期の株主配当金は、1株につき金28円 総額680,350,804円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

現任取締役（12名）は、今回の株主総会終結のときをもって全員が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における現在の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はな い みき お 花井 幹 雄 (1961年1月14日生)	取締役社長 監査室 カーボンニュートラル 推進室	1984年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2015年4月 同社常務理事 2016年4月 同社堤工場長 2017年4月 当社常勤顧問 2017年6月 当社取締役副社長 2018年6月 当社取締役社長就任現在に至る	25,000株
2	なか むら なお よし 中村 直 義 (1960年8月26日生)	常務取締役 品質保証本部長 環境管理室 品質保証部	1983年4月 当社入社 2012年2月 当社新城工場長 2014年6月 当社取締役 2020年1月 当社常務取締役就任現在に至る	8,100株
3	あ べ けい ぞう 阿部 恵 造 (1961年6月8日生)	常務取締役 管理本部長 総務人事部 経理部(部長)	1984年4月 当社入社 2012年2月 当社経理部長 2016年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役就任現在に至る	8,500株
4	かわ しま りゅう た 河島 竜 太 (1962年10月24日生)	常務取締役 営業本部長 営業企画部(部長) E・R営業部 東京営業所 阪神営業所(所長)	1985年4月 当社入社 2017年4月 当社車両営業部長 2017年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役就任現在に至る	6,500株
5	やな がわ だい すけ 柳川 大 介 (1965年4月24日生)	常務取締役 システム管理部 (部長) 調達部	1988年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2017年1月 トヨタダイハツエンジニアリング・アドバンス アクチャリಂಗ株式会社財務役 2020年1月 当社理事 2021年6月 当社常務取締役就任現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における現在の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	※ 竹内泰憲 (1964年4月10日生)	—	1987年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2016年1月 同社堤工場成形部長 2021年4月 当社理事現在に至る 2022年2月 当社生産本部副本部長、生産管理部兼生産技術部兼BR生技開発部兼天竜第2工場担当 現在に至る	5,000株
7	いながきただひこ 稲垣忠彦 (1965年8月2日生)	取締役 インダストリー営業部 ブランド企画部 開発部 フィルム技術部 (部長)	1988年4月 当社入社 2016年2月 当社第3技術部長 2019年6月 当社取締役就任現在に至る	4,800株
8	すずきとしあき 鈴木俊昭 (1964年7月3日生)	取締役 共和興塑膠(廊坊) 有限公司総経理	1987年4月 当社入社 2020年1月 共和興塑膠(廊坊)有限公司 総経理 2021年6月 当社取締役就任現在に至る	1,800株
9	ながたつとむ 永田努 (1966年11月25日生)	取締役 内装技術部 製生準改革部 (部長)	1989年4月 当社入社 2021年1月 当社第2技術部長 2021年6月 当社取締役就任現在に至る	3,300株
10	※ まつだゆきひさ 松田行央 (1964年4月22日生)	—	1987年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2019年9月 同社調達プロジェクト推進部 R R-C I 推進室主査 2021年1月 当社理事現在に至る 2021年5月 当社技術統括部長現在に至る 2022年2月 当社技術本部副本部長、デザイン部担当現在に至る	3,000株
11	※ なかむらしゅういち 中村修一 (1966年2月22日生)	—	1989年4月 当社入社 2015年6月 当社浅羽工場長 2021年6月 当社理事 総務人事部長 現在に至る	3,000株
12	あまのとしき 天野利紀 (1948年5月25日生)	社外取締役	1971年4月 トヨタ自動車工業株式会社 [現トヨタ自動車株式会社]入社 2004年6月 大豊工業株式会社常務取締役 2005年6月 同社専務取締役 2009年6月 同社取締役副社長 2012年6月 同社顧問 2014年6月 当社社外取締役就任現在に至る	5,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における現在の地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
13	あら い たみ お 新井民夫 (1947年8月4日生)	社外取締役	1987年7月 東京大学工学部精密機械工学科教授 2011年10月 日本学術会議会員 2012年6月 国立大学法人東京大学名誉教授 現在に至る 2013年8月 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構副理事長現在に至る 2016年6月 当社社外取締役就任現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 国立大学法人東京大学名誉教授 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構 副理事長	3,000株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 天野利紀および新井民夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 天野利紀氏につきましては、大豊工業株式会社等において長年にわたり経営者として活躍され、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、当社の経営戦略に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当社は天野利紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
5. 新井民夫氏につきましては、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり生産システムの研究者および大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験を有しておられることから、当社の経営戦略に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当社は新井民夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
6. 天野利紀および新井民夫の両氏の当社における社外取締役の就任期間は、本株主総会終結のときをもって天野利紀氏が8年、新井民夫氏が6年となります。
7. 天野利紀および新井民夫の両氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 3.会社役員に関する事項 (2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役浅香 充氏は、今回の株主総会終結のときをもって辞任されますので、監査役1名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	当社における 現在の地位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なか じま ひろ き 中 島 宏 樹 (1980年8月16日生)	—	2004年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2022年1月 同社PJT推進・ボデー部品調達部 第1ボデー部品室長現在に至る	なし

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中島宏樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。広い分野において高い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 本議案が原案どおり承認された場合には、中島宏樹氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となる予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 3.会社役員に関する事項(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 退任取締役慰労金贈呈の件

今回の株主総会終結のときをもって任期満了により退任されます専務取締役増田隆昭および藤坂和義の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ます だ たか あき 増 田 隆 昭	2018年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社専務取締役就任現在に至る
ふじ さか かず よし 藤 坂 和 義	2013年6月 当社取締役 2015年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社専務取締役就任現在に至る

第6号議案 役員賞与支給の件

当期の業績および過去の支給実績等を勘案して、当期末時点の取締役12名に対し総額57,681,000円（うち社外取締役2名分1,500,000円）、同じく監査役3名に対し総額5,811,000円の役員賞与を支給することといたしたいと存じます。

なお、当社は取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は回復傾向にありましたが、年間を通した新型コロナウイルス感染症の影響、半導体供給不足による生産阻害や資源価格上昇による原材料高、輸出コストの高騰などにより、予断を許さない状況で推移しました。

このような状況のもと、当企業グループの連結売上高は、470億7千4百万円と前期（411億8千2百万円）に比べ14.3%の増加となりました。

売上高を用途別にみますと、車両用につきましては、主として当社の主要顧客である自動車メーカーからの受注回復などにより、401億8千1百万円と前期（352億9千4百万円）に比べ13.8%の増加となり、住宅・住設用につきましては、30億6千5百万円と前期（28億3千7百万円）に比べ8.0%増加となり、ファッション・生活資材用につきましては、38億2千7百万円と前期（30億5千万円）に比べ25.5%の増加となりました。

利益面につきましては、売上高の増加による影響が大きく、連結経常利益は22億8千5百万円と前期（19億7百万円）に比べ19.8%の増加となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は16億8千4百万円と前期（14億4千2百万円）に比べ16.8%の増加となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、27億6千7百万円であります。その内容は、情報の一元化を目的とした基幹システムの開発やLNGボイラーの導入などCO₂排出削減を目的とした環境関連施設への投資であり、これらの設備投資は自己資金によっております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、依然として続く世界的な半導体供給不足に加え、ウクライナ情勢や円安の影響による資源価格の更なる高騰などにより、景気の先行きは厳しさを増しております。

当企業グループにおきましても、原材料・燃料価格や輸出に係る物流費の高騰の影響が非常に大きく、収益環境は大幅に悪化しております。このような状況の中、材料や費用などのムダの徹底的排除や今まで以上の負荷変動にも対応できるものづくりにより、収益の確保に努めてまいります。さらにDXによる働き方改革や生産の効率化などにより、競争力を向上してまいります。

また、カーボンニュートラル達成に向け、今後、環境にやさしい商品を開発し、環境に負荷を与えない資源循環型の会社を目指してまいります。加えて、SDGsに取り組み、地域社会との共生を図ってまいります。

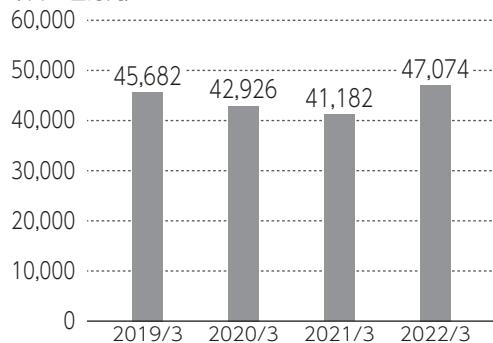
株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 121 期 2019年3月期	第 122 期 2020年3月期	第 123 期 2021年3月期	第 124 期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	45,682 ^{百万円}	42,926 ^{百万円}	41,182 ^{百万円}	47,074 ^{百万円}
経 常 利 益	2,043 ^{百万円}	2,199 ^{百万円}	1,907 ^{百万円}	2,285 ^{百万円}
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,498 ^{百万円}	1,277 ^{百万円}	1,442 ^{百万円}	1,684 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	61円16銭	52円13銭	58円86銭	68円85銭
総 資 産	50,710 ^{百万円}	49,931 ^{百万円}	52,642 ^{百万円}	54,275 ^{百万円}
純 資 産	32,439 ^{百万円}	32,448 ^{百万円}	33,443 ^{百万円}	34,680 ^{百万円}

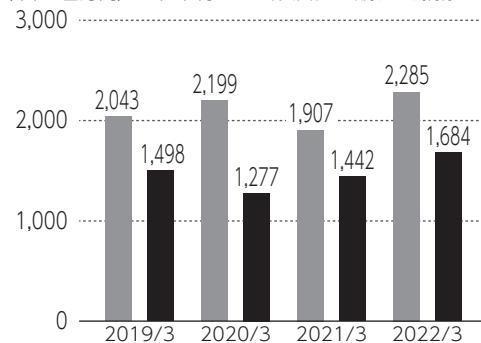
売上高

(単位:百万円)



経常利益/親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円) ■経常利益 ■親会社株主に帰属する当期純利益



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
共和ライフテクノ株式会社	150 百万円	100.0 %	合成皮革の製造・販売、鋼板・合板用化粧フィルムの製造・販売
共和サポートアンドサービス株式会社	10 百万円	100.0 %	労働者派遣事業、倉庫業、合成皮革製造の付帯業務
共和興塑膠(廊坊)有限公司	8,500 千米ドル	60.0 %	成形複合材・合成皮革などの製造・販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

当企業グループは下記製品の製造、加工ならびに販売を行っております。

用途別	主要製品
車両用	内装用合成皮革、内装用成形複合材、内外装用加飾フィルム
住宅・住設用	鋼板・合板用化粧フィルム
ファッション・生活資材用	家具用合成皮革、靴履物用合成皮革、雑貨用合成皮革

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社：静岡県浜松市南区東町1876番地

名 称	所 在 地
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
阪 神 営 業 所	兵 庫 県 神 戸 市
天 竜 第 1 工 場	静 岡 県 浜 松 市
天 竜 第 2 工 場	静 岡 県 浜 松 市
新 城 工 場	愛 知 県 新 城 市
浅 羽 工 場	静 岡 県 袋 井 市

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
共 和 ラ イ フ テ ク ノ 株 式 会 社	徳 島 県 鳴 門 市
共 和 サ ポ ー ト ア ン ド サ ー ビ ス 株 式 会 社	静 岡 県 浜 松 市
共 和 興 塑 膠 (廊 坊) 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 河 北 省 廊 坊 市

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,416名 (136名)	19名 (52名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 24,098,243株 (自己株式 401,757株を除く)
 (3) 株主数 5,329名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	8,360 ^{千株}	34.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,625	6.7
豊田通商株式会社	1,554	6.4
林テレンプホールディングス株式会社	1,041	4.3
株式会社りそな銀行	862	3.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	805	3.3
K I S C O 株式会社	765	3.2
共和レザー従業員持株会	326	1.4
三木産業株式会社	302	1.3
長瀬産業株式会社	301	1.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
花井 幹雄	※ 取締役社長	監査室、カーボンニュートラル推進室
増田 隆昭	専務取締役	生産本部長
藤坂 和義	専務取締役	技術本部長
中村 直義	常務取締役	品質保証本部長、環境管理室、品質保証部
阿部 恵造	常務取締役	管理本部長、総務人事部、経理部（部長）
河島 竜太	常務取締役	営業本部長、営業企画部（部長）、モビリティ営業部、東京営業所、阪神営業所（所長）
柳川 大介	# 常務取締役	システム管理部（部長）、調達部
稲垣 忠彦	取締役	インダストリー営業部、ブランド企画部、開発部、フィルム技術部（部長）
鈴木 俊昭	# 取締役	共和興塑膠（廊坊）有限公司総経理
永田 努	# 取締役	内装技術部、製生準改革部（部長）
天野 利紀	取締役	—
新井 民夫	取締役	国立大学法人東京大学名誉教授 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構 副理事長
礮部 明仁	# 常勤監査役	—
田畑 隆久	監査役	田畑公認会計士事務所 代表 株式会社河合楽器製作所 社外監査役
堀崎 太	# 監査役	豊田通商株式会社 グローバル部品・ロジスティクス本部 COO
浅香 充	# 監査役	トヨタ自動車株式会社 コネクティッド統括部 特命G 主査

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役天野利紀および新井民夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、天野利紀および新井民夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役田畑隆久、堀崎 太および浅香 充の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、田畑隆久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役田畑隆久氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 印は、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会において新たに選任された取締役および監査役であります。
6. 常務取締役前嶋則卓氏は、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会終結のときをもって任期満了となり、退任いたしました。
7. 常勤監査役増田陽司、監査役大井祐一および細江英昭の3氏は、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象とされないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役および監査役であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化および株主の皆様との価値共有を狙いとしております。他社水準などを考慮の上、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す報酬体系とし、個々の取締役および監査役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

役員報酬は固定報酬のほか、当期の業績への貢献意識を高め功労に報いるために支払う業績連動報酬である役員賞与と、中長期の活動に対する功労に報いることを目的として支払う退職慰労金があります。各報酬は前年の支給実績を基にそれぞれの決定方針に従って算出することを基本とし、具体的な割合については都度決定いたします。また、非金銭報酬は支給せず、社外取締役および社外監査役には、退任慰労金を支給いたしません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の固定報酬は、1982年8月23日開催の第84回定時株主総会の第5号議案「取締役および監査役の報酬額改訂の件」において、取締役報酬月額15百万円以内、監査役報酬月額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役社長花井幹雄に対し各取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の配分の決定の権限を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、事前に独立社外取締役に意見聴取する機会を設け、適切な関与・助言を得るなどの措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	190 (7)	106 (6)	57 (1)	26 (-)	13 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21 (4)	13 (3)	5 (0)	2 (-)	5 (3)
合 計	211	120	63	28	18

(注) 1. 上記には、2021年6月18日開催の第123回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名および監査役2名分を含んでおります。

2. 退職慰労金は、当事業年度において負担すべき役員退職慰労引当金の繰入額です。

3. 監査役支給人数に無報酬の方2名は含めておりません。

4. 業績連動報酬として取締役および監査役に対して賞与を支給しております。持続的な業績向上を適正に動機づけるため、業績連動報酬の額の算定基礎として選定した業績指標は、連結営業利益であります。業績連動報酬は、連結営業利益の対前年増減率に応じて賞与ガイドラインに基づき、支給額を変動させております。

なお、当事業年度を含む連結営業利益は、2022年3月期1,819百万円、2021年3月期1,571百万円であります。

5. 非金銭報酬等は、交付しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	天 野 利 紀	—
取 締 役	新 井 民 夫	国立大学法人東京大学名誉教授 技術研究組合 国際廃炉研究開発機構 副理事長
監 査 役	田 畑 隆 久	田畑公認会計士事務所 代表 株式会社河合楽器製作所 社外監査役
監 査 役	堀 崎 太	豊田通商株式会社 グローバル部品・ロジスティクス本部 COO
監 査 役	浅 香 充	トヨタ自動車株式会社 コネクティッド統括部 特命G 主査

- (注) 1. 取締役新井民夫氏が名誉教授を兼任している国立大学法人東京大学および副理事長を兼任している技術研究組合 国際廃炉研究開発機構と当社との間には特別の関係はありません。
2. 監査役田畑隆久氏が代表を兼任している田畑公認会計士事務所および社外監査役を兼任している株式会社河合楽器製作所と当社との間には特別の関係はありません。
3. 監査役堀崎 太氏がグローバル部品・ロジスティクス本部COOを兼任する豊田通商株式会社は、当社の大株主であり、主要取引先であります。当社は同社に製品を販売するとともに、同社から原材料を仕入れております。
4. 監査役浅香 充氏の兼職先でありますトヨタ自動車株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社に製品を販売しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	
		取締役会	監査役会
取 締 役	天 野 利 紀	全13回中13回	—
取 締 役	新 井 民 夫	全13回中13回	—
監 査 役	田 畑 隆 久	全13回中13回	全14回中14回
監 査 役	堀 崎 太	全11回中11回	全11回中11回
監 査 役	浅 香 充	全11回中10回	全11回中10回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

出席した会議においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ主に経験豊富な経営者の観点などから意見を述べております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における決議または報告事項に対して、天野利紀氏は長年にわたり経営者として培った豊富な経験と幅広い見識に基づき、必要に応じ意見を述べております。また、筆頭独立社外取締役として役員報酬等の決定に関し、事前に代表取締役社長からの意見聴取に対して適切な関与・助言を行なっております。

新井民夫氏は生産システムの研究者および大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験に基づき、当社の経営戦略に対して必要に応じ意見を述べております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名および社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	41百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討および経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は上記体制につき、取締役会において次のとおり決議をしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は「経営理念」「行動指針」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底して業務を執行する。
- ② 取締役会、経営会議、各機能会議など、組織を横断した会議体による全社的に統制の取れた意思決定および相互牽制を実現する。
- ③ 全社横断的な委員会を通じ業務執行の適正性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報の保存および管理は、情報管理基準を遵守し適切に行う。
- ② 社外に開示する情報は、情報開示基準により重要情報の網羅性および適正性を確保する。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報は、文書管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、必要に応じ情報の記録を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 予算制度、業務決裁基準などにより、資金の流れを中心にして重要案件をチェックする。
- ② 適正な財務報告の確保に取り組みとともに、適時適正な情報開示を行う。
- ③ 「危機管理委員会」を全社のリスク管理の統括組織とし、想定されるリスクの洗出しとリスク回避策の審議、決定を行う。
- ④ 災害（地震・火災など）発生時および情報セキュリティへの対応について、全社危機管理マニュアルの定期的な見直し、整備および実地訓練を実施する。
- ⑤ リスク発生に備え、コスト平準化を考慮した適切な保険付保を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 5本部（管理本部、営業本部、品質保証本部、技術本部、生産本部）による効率的経営を行う。
- ② 本部長（現場の最高責任者）である取締役は、「経営」と「業務執行」の両面から常に状況を把握し現場重視の効率的経営を行う。
- ③ 中期経営計画、年度会社方針などにより意思の統一を図る。
- ④ 必要に応じて社外の専門家からのアドバイスを受け効率的経営を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 職位（資格）別教育などによりコンプライアンス意識の徹底を図る。
- ② 「業務分掌規程」「職務権限規程」により各組織の役割や責任を明確にして業務を執行する。
- ③ 人材育成とともに牽制機能のための人事ローテーションを実施する。
- ④ コンプライアンスに関する相談窓口の周知徹底を図り、法令や定款などに違反する行為の事前防止や情報収集を図る。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体で「経営理念」などを共有し、誠実性と倫理的価値観を徹底する。
- ② 兼務役員が、毎月子会社の取締役会などに出席し子会社の業務遂行状況を把握する。
- ③ 国内外のグループ会社との定例的な会議などを通じ、グループ各社の状況を把握・管理する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の業務補助のため監査役付社員を置く。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付社員の人事については、取締役と監査役（監査役会）との事前協議による。

(9) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役付社員は、その職務にあたっては監査役の指示のみに従うものとする。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役および使用人は、定期的または随時監査役に対し業務報告を行う。

(11) 取締役および使用人が監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格などの懲戒処分や、配置転換などの人事上の措置などいかなる不利益な取扱いも行わない。

(12) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生じる費用などを支弁するため、毎期、一定の予算を設定する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は主要な会議に出席し、決裁書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧する。また、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求める。
- ② 監査役と代表取締役とは定期的な情報交換の場を通じ、情報の共有化を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部監査を担当する監査室は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないかなどを、主に社内監査役である常勤監査役が行う開発、生産、品質、作業の安全性、環境保全、防災、コンプライアンス、危機管理、企業情報開示などの業務監査と連携して内部監査を行うとともに、常に有効な監査環境の整備を行っております。

当社および国内外のグループ会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

また、監査役は、監査室、会計監査人と連携を図るとともに、代表取締役との定期ヒヤリング、会議体への参加、重要書類の閲覧などにより取締役の業務執行を監査しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

この考えのもと配当金につきましては、継続的に配当を行うよう努めるとともに、業績および配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,083	流動負債	17,011
現金及び預金	8,882	支払手形及び買掛金	7,549
受取手形及び売掛金	10,603	電子記録債務	4,325
電子記録債権	3,012	短期借入金	433
有価証券	1,701	未払金	2,066
商品及び製品	3,444	未払法人税等	280
仕掛品	709	役員賞与引当金	84
原材料及び貯蔵品	1,275	資産除去債務	1
その他の	562	その他	2,268
貸倒引当金	△107		
固定資産	24,191	固定負債	2,583
有形固定資産	14,049	役員退職慰労引当金	173
建物及び構築物	3,716	退職給付に係る負債	2,283
機械装置及び運搬具	5,657	資産除去債務	15
土地	3,716	その他	111
建設仮勘定	418		
その他	539	負債合計	19,595
無形固定資産	478	(純資産の部)	
ソフトウェア	92	株主資本	32,477
その他	386	資本金	1,810
		資本剰余金	1,654
投資その他の資産	9,663	利益剰余金	29,285
投資有価証券	6,754	自己株式	△273
長期貸付金	40	その他の包括利益累計額	1,312
繰延税金資産	790	その他有価証券評価差額金	488
退職給付に係る資産	787	為替換算調整勘定	558
その他	1,313	退職給付に係る調整累計額	266
貸倒引当金	△24	非支配株主持分	890
資産合計	54,275	純資産合計	34,680
		負債及び純資産合計	54,275

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		47,074
売 上 原 価		38,509
売 上 総 利 益		8,565
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,746
営 業 利 益		1,819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	51	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	144	
為 替 差 益	295	
そ の 他	100	592
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
固 定 資 産 除 却 損	77	
そ の 他	16	126
経 常 利 益		2,285
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	41	41
特 別 損 失		
休 業 手 当	44	44
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,281
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	542	
法 人 税 等 調 整 額	15	558
当 期 純 利 益		1,722
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		38
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,684

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,810	1,654	28,287	△0	31,750
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△685		△685
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,684		1,684
自 己 株 式 の 取 得				△272	△272
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	998	△272	726
当 期 末 残 高	1,810	1,654	29,285	△273	32,477

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合		
当 期 首 残 高	328	289	322	940	751	33,443
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△685
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,684
自 己 株 式 の 取 得						△272
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	159	269	△56	372	138	510
連結会計年度中の 変動額合計	159	269	△56	372	138	1,236
当 期 末 残 高	488	558	266	1,312	890	34,680

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社（3社）

共和ライフテクノ(株)、共和サポートアンドサービス(株)、共和興塑膠（廊坊）有限公司

② 非連結子会社（1社）

KYOWA NORTH AMERICA, INC.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社（1社）

南亞共和塑膠（南通）有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社（1社）

KYOWA NORTH AMERICA, INC.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日(12月31日)は連結決算日(3月31日)と異なっており、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社

共和興塑膠（廊坊）有限公司 12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(I) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(II) デリバティブ……………時価法

(III) 棚卸資産

棚卸資産……………主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法

無形固定資産……………定額法

③ 重要な引当金の計上基準

(I) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案し、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(II) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度において負担すべき支給見込額を計上しております。

(III) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(I) 退職給付見込額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、確定給付制度を採用しており、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当企業グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する

当企業グループは各種合成表皮材の製造ならびに販売を行っており、主にこのような商品又は製品を顧客に供給することを履行義務としております。当該履行義務は商品又は製品に対する支配を顧客が獲得した時点で充足されるものでありますが、商品又は製品の国内の販売において、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、原則として出荷時に収益を認識しております。商品又は製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きなどを控除した金額で測定しております。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、少額の場合を除きその効果の及ぶ期間（10年）の定額法により均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) ヘッジ会計の処理

振当処理の要件を満たす為替予約取引については振当処理を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高および営業利益に与える影響は軽微です。また、経常利益および当期純利益ならびに利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類への影響は軽微です。

3. 収益認識に関する注記

当企業グループの主な事業は、各種合成表皮材の製造ならびに販売であり、様々な国で事業活動を行っております。主な製品の用途は車両用、住宅・住設用およびファッション・生活資材用であります。

これらの事業から生じる収益は、顧客との契約に従って計上し、売上高として表示しております。

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

製品の用途別に分解した売上高は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

車両用	住宅・住設用	ファッション ・生活資材用	合計
40,181	3,065	3,827	47,074

地域別に分解した売上高は、次のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

日本	中国	アメリカ	その他	合計
25,280	11,093	7,609	3,090	47,074

（注1）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

（注2）日本以外の国または地域における売上高の大部分は、車両用であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当企業グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

4 表示方法の変更に関する注記

（営業外収益の表示方法の変更）

従来、連結損益計算書上、営業外収益の「その他」に含めていた「為替差益」（前連結会計年度100百万円）は、重要性が増したため当連結会計年度より独立掲記することとしました。

5 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産

当企業グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当連結会計年度においては、資産グループのうち、共和興塑膠(廊坊)有限公司の固定資産1,663百万円について、同社が営業損失を計上したため、当該実績と翌期の営業利益の見積りを考慮して減損の兆候の判定を行った結果、減損の兆候は識別しておりません。しかしながら、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした売上予測や営業利益率等の仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があり翌連結会計年度の連結計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

当企業グループは、繰延税金資産790百万円について、将来減算一時差異及び繰越欠損金のうち、当企業グループ各社における将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しています。将来の課税所得の見積りには、将来の売上予測及び営業利益率等の仮定が含まれており、これらの仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 43,799百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 24,500,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	342百万円	14円00銭	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	342百万円	14円00銭	2021年9月30日	2021年12月3日
計		685百万円			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月21日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

(イ) 配当金の総額 337百万円

(ロ) 1株当たり配当金 14円00銭

(ハ) 基準日 2022年3月31日

(ニ) 効力発生日 2022年6月22日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用にあたっては、安全性および将来の資金需要に機動的に対応できることを基本としております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は、主に公社債であり四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約のみに利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式、連結貸借対照表計上額 31百万円）は、「有価証券」および「投資有価証券」に含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	1,701	1,700	△0
投資有価証券	6,723	6,723	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度末（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
関係会社株式	1,111	－	－	1,111
その他有価証券(株式・社債)	611	5,702	－	6,313
資産計	1,722	5,702	－	7,425
該当事項はありません。	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度末（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	998	－	998
資産計	－	998	－	998
該当事項はありません。	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,402円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 68円85銭 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,707	流動負債	13,949
現金及び預金	7,256	支払手形	13
受取手形	125	電子記録債権	3,015
電子記録債権	2,453	買掛金	4,020
売掛金	6,689	未払金	1,662
有価証券	1,701	未払費用	873
商品及び製品	1,660	未払法人税等	128
仕掛品	486	預り金	3,338
原材料及び貯蔵品	833	役員賞与引当金	63
その他	500	資産除去債務	1
貸倒引当金	△1	その他	832
固定資産	24,017	固定負債	2,054
有形固定資産	10,467	役員退職慰労引当金	136
建物	2,585	退職給付引当金	1,906
構築物	264	資産除去債務	12
機械装置	3,926	負債合計	16,004
車両運搬具	54	(純資産の部)	
工具器具備品	391	株主資本	29,272
土地	3,009	資本金	1,810
建設仮勘定	235	資本剰余金	1,586
無形固定資産	264	資本準備金	1,586
ソフトウェア	72	利益剰余金	26,148
その他	191	利益準備金	452
投資その他の資産	13,284	その他利益剰余金	25,696
投資有価証券	5,522	固定資産圧縮積立金	433
関係会社株式	5,442	別途積立金	14,900
関係会社出資金	973	繰越利益剰余金	10,362
長期貸付金	32	自己株式	△273
前払年金費用	579	評価・換算差額等	447
繰延税金資産	638	その他有価証券評価差額金	447
その他	106	純資産合計	29,719
貸倒引当金	△11	負債及び純資産合計	45,724
資産合計	45,724		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		34,134
売 上 原 価		27,843
売 上 総 利 益		6,290
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,154
営 業 利 益		1,135
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	253	
為 替 差 益	307	
そ の 他	105	665
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	49	
そ の 他	18	67
経 常 利 益		1,734
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	30	30
特 別 損 失		
休 業 手 当	33	33
税 引 前 当 期 純 利 益		1,730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	339	
法 人 税 等 調 整 額	56	395
当 期 純 利 益		1,334

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利 益 剰 余 金			利益 剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,810	1,586	1,586	452	433	14,900	9,713	25,499
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△685	△685
当 期 純 利 益							1,334	1,334
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	648	648
当 期 末 残 高	1,810	1,586	1,586	452	433	14,900	10,362	26,148

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
当 期 首 残 高	△0	28,895	276	276	29,172
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△685			△685
当 期 純 利 益		1,334			1,334
自己株式の取得	△272	△272			△272
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	170	170	170
事業年度中の変動額合計	△272	376	170	170	547
当 期 末 残 高	△273	29,272	447	447	29,719

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関係会社出資金……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は）
移動平均法により算定

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

棚卸資産……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切）
下げの方法により算定

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

② 無形固定資産……………定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を勘案し、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度において負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付引当金

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、確定給付制度を採用しており、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いは連結貸借対照表と異なっております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する

当社は各種合成表皮材の製造ならびに販売を行っており、主にこのような商品又は製品を顧客に供給することを履行義務としております。当該履行義務は商品又は製品に対する支配を顧客が獲得した時点で充足されるものでありますが、商品又は製品の国内の販売において、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、原則として出荷時に収益を認識しております。商品又は製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きなどを控除した金額で測定しております。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

振当処理の要件を満たす為替予約取引については振当処理を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高および営業利益に与える影響は軽微です。また、経常利益および当期純利益ならびに利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類への影響は軽微です。

3. 収益認識に関する注記

連結注記表「3. 収益認識に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(営業外収益の表示方法の変更)

従来、損益計算書上、営業外収益の「その他」に含めていた「為替差益」(前事業年度88百万円)は、重要性が増したため当事業年度より独立掲記することとしました。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 子会社株式及び関係会社出資金

当社は、市場価格のない子会社株式及び関係会社出資金5,304百万円について、当該関係会社の財政状態の悪化により株式及び出資金の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、期末において相当の減額処理を行うこととしております。当該方針に従い、将来の不確実な経済条件の変動等によって当該子会社株式及び関係会社出資金の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性の検討の結果、減額処理が必要となる場合があり、翌事業年度の計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産

当社は、繰延税金資産638百万円について、将来減算一時差異及び繰越欠損金のうち、当社における将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断された範囲内で計上しています。将来の課税所得の見積りには、将来の売上予測及び営業利益率等の仮定が含まれており、これらの仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 34,692百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,283百万円

短期金銭債務 3,759百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,744百万円

仕入高 4,391百万円

(2) 営業取引以外の取引高 277百万円

8 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

401,757株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付引当金・未払賞与等であり、評価性引当額を控除しております。また繰延税金負債の発生の主な原因は固定資産圧縮積立金・その他有価証券評価差額金であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	共和ライフテクノ(株)	徳島県鳴門市	150	合成皮革の製造・販売・鋼板・合板用化粧フィルム等の製造・販売	所有 直接 100%	当社製品の販売・外注先 役員の兼任	資金の預り	0	預り金	3,288
							製品仕入、印刷外注	2,849	未払金	308
	共和興塑膠(廊坊)有限公司	中国河北省廊坊市	千US\$ 8,500	車両用成形複合材・合成皮革などの製造・販売	所有 直接 60%	当社製品の販売先 役員の兼任	製品販売	2,185	売掛金	1,119

(注1) 資金の預りに対して適用する利率については、市場金利等を勘案し決定しております。

また、取引金額については前事業年度末時点との差引き金額を表示しております。

(注2) 製品販売、製品仕入及び印刷外注については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、他の取引条件とともに交渉の上決定しております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,233円27銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

54円56銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

共和レザー株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川原光爵
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚謙二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共和レザー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共和レザー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

共和レザー株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川原光爵
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚謙二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共和レザー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に従い、監査の方針等を立案し取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお監査実務においては、日本監査役協会の監査役監査基準を指針としました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を会計監査人から提出された「会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知について」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。また、「監査上の主要な検討事項 (KAM) 」について、会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人と協議を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルスに対しても、取締役により事業継続の適切な対応がとられており指摘すべき事項は、認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

共和レザー株式会社 監査役会

常勤監査役 磯部 明 仁 ㊟

社外監査役 田畑 隆 久 ㊟

社外監査役 堀崎 太 ㊟

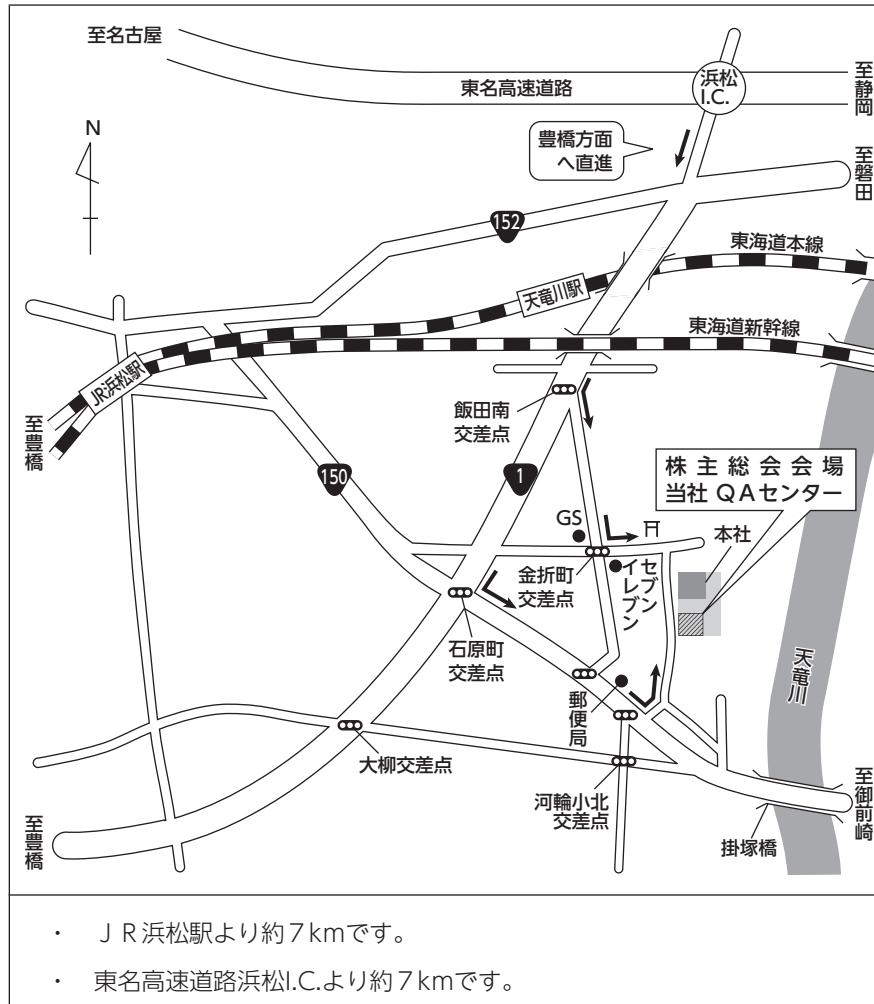
社外監査役 浅香 充 ㊟

以上

定時株主総会会場 ご案内略図

キューエー
共和レザー株式会社 Q Aセンター

静岡県浜松市南区東町1876番地（本社と同敷地内）
電話(053)425-2121（代表）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。